

社会福祉法人聖母の騎士会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を 1 人あたり平均年間 10 日以上とする。

【対策】

平成 28 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

平成 28 年 6 月～ 計画的な取得に向けて研修を年内に 2 回行う

平成 28 年 10 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

平成 29 年 4 月～ 園内広告紙などで周知を行う